

令和 7 年度福祉医療貸付事業の融資方針について

1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に基づき、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療の安定的かつ効率的な提供基盤の整備を推進している。

また、国は、こども未来戦略、高齢社会対策大綱をはじめとする施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消に向けた受皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携などの社会保障制度の充実強化を積極的に進めていることから、今後も社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

一方で、これらの施設を取り巻く環境は、職員不足や厳しい財政状況を背景に、経営状況の厳しさが増している。

こうした状況を踏まえ、令和 7 年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり必要な予算を確保し、基本的な融資方針に基づき事業を行う。

2 令和 7 年度予算

（１）貸付事業規模

令和 7 年度予算においては、国の政策推進動向等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額 2,464 億円、資金交付額 2,309 億円を確保し、貸付原資として財政融資資金 1,946 億円、自己資金 363 億円（財投機関債 200 億円を含む。）を予定する。

（２）融資条件の改善内容

令和 7 年度における融資条件の主な改善内容は、別添資料「令和 7 年度予算における福祉医療貸付事業の貸付条件の改善等について」のとおりである。

3 基本的な融資方針

上記を踏まえ、福祉医療貸付事業においては、福祉医療の提供基盤の整備を図るため、政策優先度に基づき効果的かつ効率的な政策融資を行うとともに、リスクに応じた適切な審査・与信管理・経営支援の実施に努めることとする。

また、原則として、借入申込施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであることを確認し、地方公共団体と連携して福祉医療貸付事業の推進を図る。

さらに、近年多発する激甚災害における被災施設等に対する復旧・復興事業や感染症対策等に加え、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化等により事業継続に支障をきたしている事業者に対しては、緊急時の資金需要に迅速かつ適切に対応するため、引き続き優先的に相談、融資を行う。

なお、融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント」に基づき、以下の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進める。

① 適切な事業計画

施設開設後の稼働率が計画を下回ることにより、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、地域の利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の2か月分の計上を目安としているが、近年の物価・建築費の高騰や職員確保の事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であることや必要以上に過剰な設備であることなどにより、施設整備費が多額となり借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

また、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体での収支差額で借入金返済が可能であるか。

③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそれを支える経営管理態勢が確保されるとともに、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス体制が整備されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

④ 職員の確保

融資対象施設等の職員確保が難航し、稼働率を上げることができないことにより、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、職員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当であるか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることができるため、その利用を促進してきたところであるが、近年の職員不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金など民間金融機関の資金の役割も増していることからさらなる協調融資の活用を推進する。

なお、融資対象面積が5,000㎡を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提としている。

⑥ 補助金等が交付されない整備

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業であっても、施設等の安全確保、維持等のために必要であり、緊急性の高いものは、当該自治体の意見を踏まえて、融資対象とする。

令和 7 年度予算における福祉医療貸付事業の 貸付条件の改善等について

**独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部**

目 次

I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画		1
II	貸付条件の改正（福祉貸付事業）		2
III	貸付条件の改正（医療貸付事業）		6

I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 予算額			令和7年度 予算額	対前年度	
		当初 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	当初 予算額	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,317	7	1,324	1,300	△24	△1.8%
	資金交付	1,454	7	1,461	1,190	△271	△22.8%
医療貸付	貸付契約	1,137	181	1,318	1,164	△154	△13.2%
	資金交付	1,061	181	1,242	1,119	△123	△11.0%
合 計	貸付契約	2,454	188	2,642	2,464	△178	△7.2%
	資金交付	2,515	188	2,703	2,309	△394	△17.1%

Ⅱ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

◎ 福祉貸付事業

- （１）保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設
- （２）障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設
- （３）社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充

①保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充 並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設（福祉貸付事業）

◎福祉貸付事業

（１）保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置 の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設

「取扱期間」
令和 7 年度まで

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する融資条件を保育所・小規模保育事業と同等のものとしたうえで、保育所等及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置を継続します。

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
措置期間の延長	令和 6 年度まで	令和 7 年度まで
対象施設	保育所 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 企業主導型保育事業 認可外保育施設（安心こども基金又は保育 対策総合支援事業費補助金からの補助を受 けて整備するものに限る） 放課後児童健全育成事業	保育所 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 企業主導型保育事業 認可外保育施設（安心こども基金又は保育 対策総合支援事業費補助金からの補助を受 けて整備するものに限る） 放課後児童健全育成事業 乳児等通園支援事業

※優遇措置の内容

融資率：95%、貸付利率：基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）、償還期間：30年以内、
据置期間：3年以内

※乳児等通園支援事業の通常の融資条件は以下のとおりとします。

区 分	[新たな融資条件]
貸付けの相手方	法人
資金種類	建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金、経営資金
償還期間（据置期間）	20年以内（2年以内）
融資率	80%
貸付利率	基準利率▲0.8%、基準利率

②障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設（福祉貸付事業）

◎福祉貸付事業

(2) 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

施設入所者数の削減及び地域生活に向けた機能強化の推進を支援するため、入所定員削減を伴う障害者支援施設の施設整備事業及び定員削減に資する施設・事業等（共同生活援助・短期入所施設）を一体的に整備する事業に対し、優遇融資を実施します。

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	障害者支援施設 障害福祉サービス事業	<u>入所定員削減を伴う障害者支援施設、 共同生活援助・短期入所事業（※）</u>
融資率	80%	<u>90%</u>

（※）共同生活援助・短期入所事業は入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

③社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充（福祉貸付事業）

◎福祉貸付事業

(3) 社会福祉法人の経営高度化に係る融資条件の優遇措置の拡充

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」を優遇融資の対象としているところ、返済にかかる法人負担を軽減し、希望する法人が円滑に協働化・大規模化等に取り組むことを推進するため、優遇融資を拡充します。

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
償還期間 (据置期間)	8年以内 (1年以内)	(協働化・大規模化（合併等）の際に必要な 経営資金) <u>10年以内</u> (1年以内)
融資率	90%	同左
貸付利率	基準利率▲0.5%	(協働化・大規模化（合併等）の際に必要な 経営資金) <u>基準利率▲0.8%</u>

(※1) 法人単位での融資とする。

(※2) 協働化については社会福祉連携推進法人に限る。

(※3) 会計監査人の設置等に必要な経営資金、経営不振状態の法人に対する融資条件は現行通り。

Ⅲ 貸付条件の改正（医療貸付事業）

◎ 医療貸付事業

- （１）病院における償還期間の延長
- （２）耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （３）激甚災害に係る融資条件の優遇措置の拡充

④償還期間の延長（医療貸付事業）

◎医療貸付事業

(1) 病院における償還期間の延長

整備費が高額となる病院について、貸付の償還期間を延長します。

区 分	[新たな融資条件]
貸付けの相手方	法人
対象施設	耐火構造の病院
貸付金の種類	新築資金、増改築資金
償還期間（据置期間）	<u>39年以内（据置期間3年以内）</u>
条件	法人の開設する病院であって、次のいずれかに該当する病院 ア 地域医療支援病院 イ 医育機関附属の病院 ウ 臨床研修指定病院 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で、 精神病床を200床以上有している病院 オ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院 カ 医療法30条の4第2項第4号及び第5号に掲げる事業ごとの医療連携体制に おいて、急性期及び専門診療等の医療機能を担う医療機関として都 道府県が作成する医療計画に名称が記載されている病院で、病床数100床 以上の病院

⑤耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置の拡充（医療貸付事業）

◎医療貸付事業

（２）耐震化整備事業に係る融資条件の優遇措置の拡充

既に免震化を含む病院等の耐震化整備事業について、国、都道府県、指定都市及び中核市の補助事業であれば、据置期間中無利子といった優遇がなされているところですが、地域の実情や法人としての防災意識として、補助金等によらず免震化整備を進める場合において、その負担を軽減するため貸付利率の優遇措置を実施します。

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
	国、都道府県、指定都市及び中核市の補助事業以外の耐震化整備事業	国、都道府県、指定都市及び中核市の補助事業以外の耐震化及び免震化整備事業
対象施設	病院、介護医療院	同左
融資限度額	所要額の 95 %	同左
貸付利率	基準利率▲ 0.5 %	基準利率▲ 0.5% (据置期間中基準利率▲ 1.0 %) (※)

注) 対象の資金は新築資金及び増改築資金に限る。

※ 建築確認申請書等で免震構造であることが確認できるものに限る。

⑥激甚災害に係る融資条件の優遇措置の見直し（医療貸付事業）

◎医療貸付事業

（３）激甚災害に係る融資条件の優遇措置の拡充

被災地における医療機関への支援の重要性は非常に高いことから、激甚災害に係る災害復旧事業に対する融資条件の優遇措置を拡充します。

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
	貸付利率	貸付利率
建築資金	《当初３年間》 ７．２億円まで無利子 ７．２億円超の部分は基準利率▲１．４％ 《４年目以降》 基準利率▲０．５％	<u>７．２億円まで無利子</u> 《当初３年間》 ７．２億円超の部分は基準利率▲１．４％ 《４年目以降》 基準利率▲０．５％
機械購入 資金	《当初３年間》 ７．２億円まで無利子 ７．２億円超の部分は基準利率▲０．９％ 《４年目以降》 基準利率▲０．８％	<u>７．２億円まで無利子</u> 《当初３年間》 ７．２億円超の部分は基準利率▲０．９％ 《４年目以降》 基準利率▲０．８％
長期運転 資金	《当初３年間》 ７．２億円まで無利子 ７．２億円超の部分は基準利率▲０．９％ 《４年目以降》 基準利率▲０．８％	同左

お問い合わせ先



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9937
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL03-3438-4756) にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9291
医療貸付事業		